

基本方針 VI 学びと文化を育むまちづくり

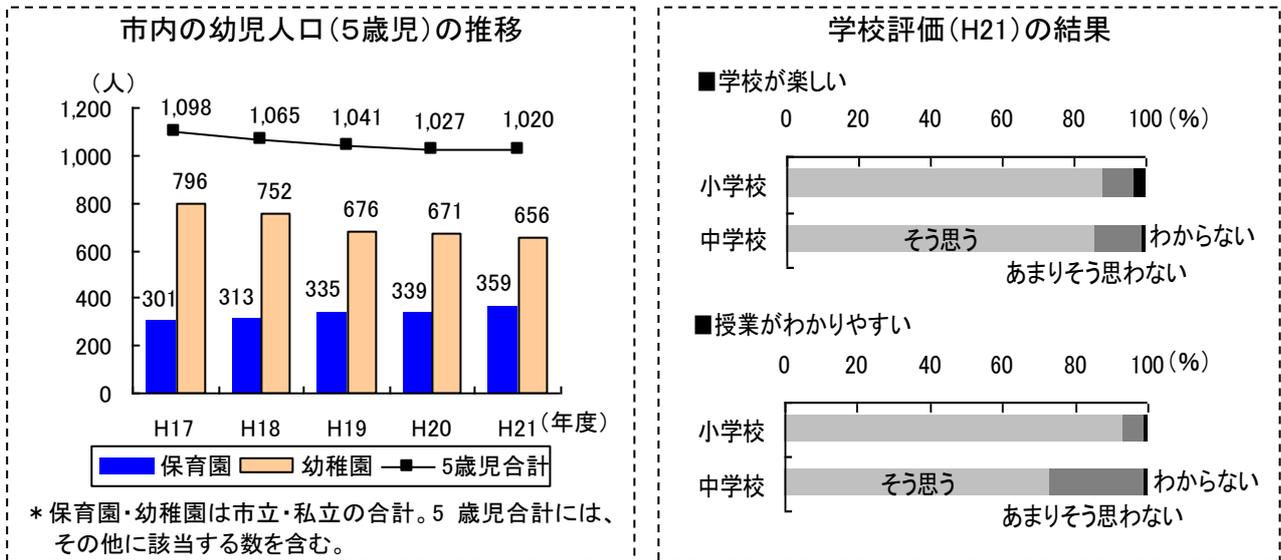
施策名	施策項目	担当部署名
35 豊かな人間性と確かな学力の向上	幼児教育・小中学校教 教育部 育	学校教育課 教育総務課
36 青少年の健全育成の推進	青少年	生涯学習課
37 生きがいとなる生涯学習の推進	生涯学習	生涯学習課
38 知識と情報の拠点としての図書館の充実	図書館	図書館
39 誰もが楽しめる生涯スポーツの推進	スポーツ・レクリエーション	スポーツ振興課
40 郷土資源の継承と文化財の保全	郷土資源・文化財	文化振興課
41 多様な文化・芸術活動の推進	文化・芸術	文化振興課
42 多文化共生と国際交流活動の推進	多文化共生・国際交流 企画部	秘書課(国際交流室)
43 平和都市活動の推進	平和活動	行政課

第6項 学びと文化を育むまちづくり

35 豊かな人間性と確かな学力の向上 〈幼児教育・小中学校教育〉

1 現状と課題

- ・次代を担う子どもたち一人ひとりの個性・能力を伸ばす教育に関心が高まっています。
- ・本市では「心の教育」を重要課題とし、道徳教育とともに、本市が独自に推進している環境教育や食育などを通して「豊かな感性」「確かな学力」の育成に力を入れています。
- ・平成21年度(2009年度)から学校評価制度が導入されたことにより、地域の中の学校として、子ども、保護者や地域の方の意見を学校の方針に取り入れて「信頼される学校」づくりに取り組むことが求められています。
- ・平成22年度(2010年度)には、幼稚園と保育園を同一敷地に配する「錦田こども園」、北小学校と同一敷地内に「北幼稚園」が開園しました。今後は、幼稚園と保育園の活発な交流とともに、小学校や中学校とのつながりを考えた、幼保小中の連携教育の推進が期待されます。
- ・特別な支援を必要とする子どもの増加や不登校、非行などの問題に対応するため、個への支援体制をさらに強化していく必要があります。
- ・子どもたちが安全で安心して学校生活を送れるよう、今後も地元食材と米飯にこだわった学校給食の充実を図り心身ともに健康な子どもを育むとともに、校舎・園舎の耐震化やバリアフリー化を進め、教育環境を整備する必要があります。



2 目的

豊かな感性と確かな学力を持つ、心身ともに健康な子どもを育成すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
「学校が楽しい」と答える小・中学生の割合(%)	87.3%	90.0%	学校アンケート調査で「学校が楽しい」と答えた児童生徒の合計
「授業がわかりやすい」と答える小・中学生の割合(%)	小学校 92.5%	95.0%	学校アンケート調査で「授業がわかりやすい」と答えた児童生徒の合計
	中学校 72.8%	76.0%	
学校の耐震化率(%)	75.0%	100.0%	全学校に対する耐震化達成済学校数

4 施策の方向

(1) 幼児教育の向上

① 幼児教育振興プログラム*の推進

- ・職員の資質向上に努め、幼児期の豊かな心を育む保育内容の充実を図ります。
- ・市立幼稚園の適正規模、適正配置を検討するなかで、入園を希望するすべての3歳児が幼稚園

に就園できるように、私立幼稚園との連携を図っていきます。

② 幼稚園教育の充実

- ・ 幼児の発達や学びの連続性を踏まえて幼児教育を充実させるとともに、小学校との相互理解を深め、小学校教育への円滑な接続を図ります。

③ 家庭・地域との連携強化

- ・ 幼稚園の生活と家庭などでの生活の連続性を踏まえて、地域の実態や保護者のニーズに応じた子育て支援を実施し、「親と子の育ちの場」となるような役割や機能の充実を図ります。
- ・ 錦田こども園において、保育園と幼稚園の連携した幼児教育を行っていきます。

④ 特別支援教育の充実

- ・ 職員の専門的知識の習得や保育技術の向上に努め、個別の支援を必要とする幼児の保育の充実を図ります。施設の安全面、個別指導のための保育者の配置などの検討を行います。

(2) 小中学校における教育力の向上

① 心の教育の推進

- ・ 道徳教育をはじめ、コミュニケーション教育*、健康教育、国際理解教育などの教育活動を通して、子どもたちの豊かな感性の育成を図ります。
- ・ 少人数指導を進めるなかで、集団での指導の意義を再認識し、規範意識を高めます。

② 確かな学力の育成

- ・ 個に応じたきめ細かな指導に努め、「基礎・基本の定着」と「知識・技能を活用する力の育成」を図ります。また、教師の子どもと向き合う時間を重視し、授業を大切にする環境づくりに努めます。

③ 生徒指導や特別支援教育等の充実

- ・ 不登校や非行、特別な支援を必要とする子どもたちへの個に適した支援体制を強化します。

④ 信頼される学校づくり

- ・ 学校評価を生かして学校運営の改善を図り、地域や家庭から信頼される「開かれた学校」と「特色ある学校づくり」を一層推進します。

⑤ 安全・安心な学校給食の推進

- ・ 健康な体をつくるために、安全安心な地元産食材を使用し、日本型食生活に即した米飯給食を推進します。
- ・ 学校給食を生きた教材として活用し、栄養教諭と協力して食育を推進します。

(3) 教育環境の整備

① 教育施設・設備の整備

- ・ 教育施設のバリアフリー化や特別な支援を必要とする子どもたちの教育環境を整備します。
- ・ 教育の多様化に伴い、新たな教育に対応できるよう、教育機器の充実と教育施設の整備を推進します。
- ・ 教育施設の耐震化を進め、耐震化完了後も教育施設の補修整備などを計画的に実施します。

② 安全・安心な環境整備

- ・ 児童・生徒の通学時における安全確保のため、各学校で定期的に通学路の点検を徹底するとともに、犯罪防止のために地域と一体となった活動体制を支援します。

5 主要事業

■ 幼児教育振興プログラム推進事業
■ 私立幼稚園振興補助事業
■ 心の教育推進事業
■ 学校図書館振興事業
■ 学校支援員配置事業
■ 特別支援教育推進事業
■ 小学校英語活動推進事業

■ 学校評価推進事業
■ 完全米飯給食推進事業
■ 学校給食設備更新事業
■ 三島市育英奨学金貸付事業
■ 東幼稚園改築事業
■ 北中学校管理棟改築事業
■ 北上中学校柔剣道場建設事業

■ 小・中学校コンピュータ整備事業
■ 小・中学校施設補修整備事業
■ 幼稚園・小・中学校耐震補強事業
■ 佐野小プール改築整備事業
■ 子ども安全連絡網整備事業

6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 地域ぐるみの通学時の安全確保
- 学校給食における地元産食材の提供
- 学校内の植栽などの管理への参加
- 学校ボランティアの登録と参加

〔用語解説〕

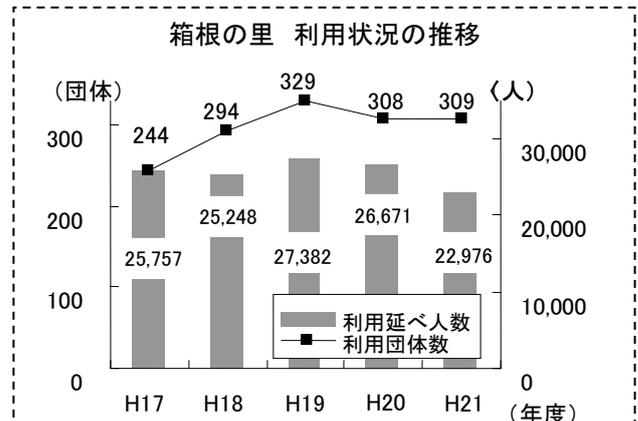
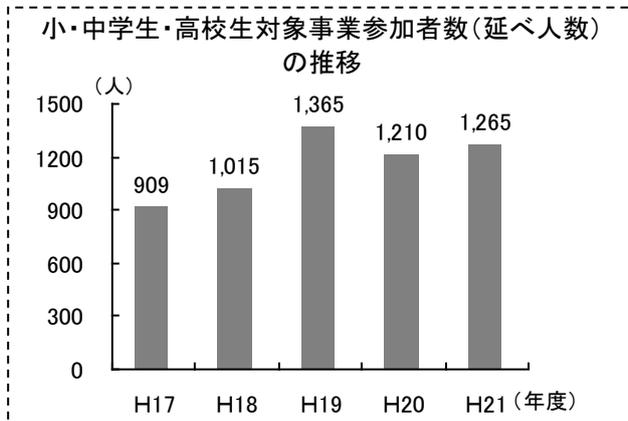
① 幼児教育振興プログラム ② コミュニケーション教育

第6項 学びと文化を育むまちづくり

36 青少年の健全育成の推進 〈青少年〉

1 現状と課題

- ・昨今の厳しい経済状況や社会環境の急激な変化により、人々に「心のゆとり」がなくなり、地域や社会全体で他人を思いやる気持ちや他人への関心が希薄になっていることが指摘されています。
- ・青少年の非行を抑制し、健やかな成長を促すため、地域の大人の積極的な関わりや、家庭、学校、地域が連携していく必要性が高まっています。
- ・青少年団体への加入者数や、青少年活動などに参加する小中学生の割合が減少傾向にあります。
- ・少年の非行、不登校、ひきこもりなどの深刻化と、青年の社会的な自立の遅れが憂慮されており、青少年相談室の相談・指導体制の充実を図っていくことが必要となっています。
- ・青少年の携帯電話の利用の拡大に伴い、インターネット上のいじめや有害サイトの危険性が社会的な問題となっています。大人がその実態を認識し、有害情報から青少年を守ることが求められています。
- ・青少年の健やかな成長のために、仲間や異年齢集団との交流体験や自然体験、社会貢献活動などが大切であることから、多様な体験や活動の場づくりに努める必要があります。
- ・本市では、昭和57年（1982年）9月に、家庭・学校・地域及び行政が一体となった市民運動を推進するため、「青少年健全育成都市宣言」を決議しています。



2 目的

青少年を健やかに育成するための環境を整えること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
小学生・中学生・高校生対象事業の参加延べ人数	1,265人	1,300人	心豊かな青少年の育成を図ることを目的とした各種事業の年間参加人数
箱根の里利用延べ人数	22,976人	30,000人	箱根の里の年間利用者数

4 施策の方向

(1) 青少年活動の推進

① 青少年活動への支援

- ・ボーイスカウトやガールスカウト、子ども会などの青少年団体の活動や地域におけるさまざまな青少年活動を支援します。

② リーダーの育成

- ・少年の船や中高校生リーダー研修、青年リーダー研修などを通して、青少年活動においてリーダーとなりえる人材の育成を図ります。
- ・地域で活動する青少年団体のリーダー育成を支援します。

③ 青少年指導者の育成

- ・研修の開催などにより、青少年活動や青少年団体の指導者として活躍できる人材の育成を図ります。

す。

(2) 青少年を育む地域づくり

① 健やかな成長のための環境づくりの推進

- ・ 成人式や中学生の主張大会などの諸事業を通して、「地域社会の一員」としての青少年自身の意識の高揚を図るとともに、地域で青少年を守り育てるといった市民意識を醸成します。
- ・ 青少年健全育成を目的とする団体と連携して補導や声かけ、通学合宿への支援などを行い、青少年が地域で健やかに成長できる環境づくりを推進します。

② 相談体制の充実

- ・ さまざまな悩みや問題を抱える青少年が、安心して相談できる体制づくりに努めます。
- ・ 家庭や地域、学校、関係機関との連携を強化し、問題への早期対応を図るとともに、十分な「こころのケア」を行います。

③ 青少年の育成環境の整備

- ・ 有害図書の規制などにより、青少年を取り巻く環境浄化活動を推進します。
- ・ インターネットや携帯電話上の違法情報、有害情報やトラブルなどの問題把握に努め、講座の開催やフィルタリング*の普及に努めるなど、青少年が安全・安心に利用できる環境整備を推進します。

(3) 青少年活動の場の整備

① 箱根の里の有効活用

- ・ 施設の有効活用を促進するため、自然体験や集団生活の場としての施設紹介や主催事業の充実に努めます。
- ・ 利用者が安全で快適に利用できるよう、施設整備の充実に努めます。

② 活動の機会と場の充実

- ・ 生涯学習センターや児童センター、公民館などで、児童や青少年を対象とした学習交流や体験の機会を提供するとともに、活動の場である施設の整備と充実に努めます。
- ・ 子ども会や自治会と連携し、地域行事などへの青少年の積極的な参加を促進します。

③ 関係機関・団体等との連携

- ・ 関係機関・団体などが連携を図り、活動情報などを共有することにより青少年が活動できる機会や場の拡大や確保を図ります。

5 主要事業

■ 青少年活動支援事業

- ・ ボーイスカウト三島地区協議会補助事業
- ・ ガールスカウト三島地区連絡協議会補助事業
- ・ 市子ども会連合会補助事業

■ 少年育成事業

- 少年の船事業
- 青年育成事業
- 青少年健全育成事業

■ 青少年相談室事業

- 児童センター事業
- 箱根の里施設補修整備事業
- 箱根の里事業

6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 地域における青少年健全育成会活動の実践
- 青少年への声掛け運動の実践
- 大人と青少年の交流機会（行事）の積極的な企画と参加



みしまっ子体験塾（川遊び）



少年の船

〔用語解説〕

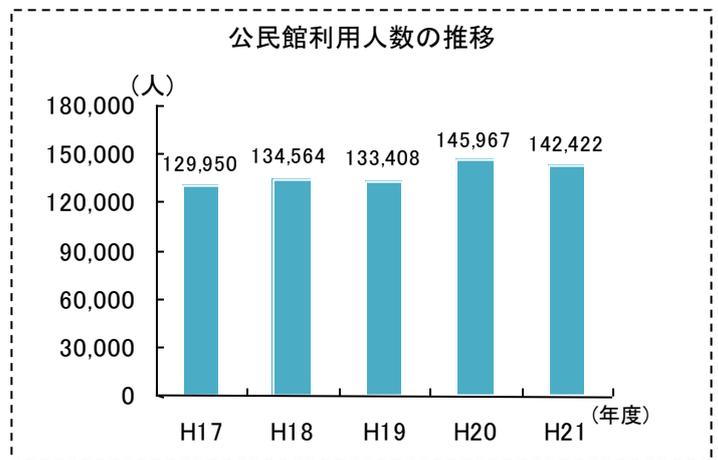
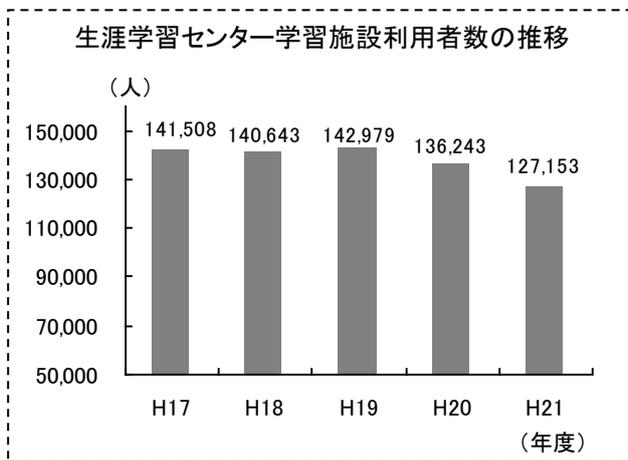
①フィルタリング

第6項 学びと文化を育むまちづくり

37 生きがいとなる生涯学習の推進 〈生涯学習〉

1 現状と課題

- ・学習を通じて自らを高め、生きがいのある心豊かな生活を誰もが送ることができるよう、いつでもどこでもいつまでも学べる生涯学習社会の実現が求められています。
- ・社会の成熟化、団塊の世代の退職などにより、個人の学習にとどまらず、学びの成果やこれまでのキャリアを地域社会に還元したいと考える市民が増えています。
- ・平成18年(2006年)の教育基本法の改正により、社会教育や家庭教育などを含めた生涯学習の重要性が示されました。
- ・本市では、生涯学習センターや公民館を中心とした社会教育施設で、多様な市民の学習ニーズに応えるため、学習機会や学習情報を提供するとともに、自主的に学習活動をしている団体などへの支援に努めています。
- ・今後、学習内容のさらなる工夫や充実、発表の場の提供や仲間づくりの支援などが求められています。
- ・さらに、学習の場である社会教育施設の維持管理に努め、快適で利用しやすい施設づくりをしていくことも課題となっています。



2 目的

誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも自由に学ぶことができる環境を整え、その成果を様々な形で生かす地域社会を構築すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
生涯学習センター学習施設利用者数	127,153人	140,000人	生涯学習センター学習施設の年間利用人数
生涯学習講座・イベント参加者数	13,893人	15,000人	生涯学習センターや各公民館で開催される講座への年間参加者数
公民館地域活動に参加する団体数	119団体	180団体	公民館まつりに参加する団体数

4 施策の方向

(1) 多様な学習機会の提供

① 各種講座・イベントの充実

- ・市民の多様な学習ニーズに対応した各種講座・イベントを開催します。
- ・生涯学習情報の提供と発表の場の確保を図ります。

② 人材の活用

- ・生涯学習指導者の登録や紹介事業により、市民に自身の学習成果やキャリアを活用する機会と場を提供するとともに、多様化した市民の学習ニーズに応えます。
- ・新たな生涯学習指導者の人材確保に努め、その活用を図ります。

③ 家庭教育の支援

- ・家庭教育に関する情報や学習機会の提供、講座の開催、父親の家庭教育への参加の啓発、PTAの活動支援などを通して家庭教育への支援を行います。

(2) 学習環境の整備・充実

① 生涯学習センターの整備・充実

- ・快適な学習環境を提供するため、生涯学習センターの保守点検や維持管理に努めるとともに、利用者の利便性を向上させるため、屋外立体駐車場の建設を推進します。

② 公民館の整備・充実

- ・地域学習拠点としての公民館の保守点検整備や改善、維持管理に努めます。
- ・老朽化し、手狭となっている錦田公民館の建て替えを検討します。

(3) 社会教育活動の活性化

① 公民館利用団体の活動支援

- ・公民館を利用する各種団体や地域住民による地域活動や地域学習を支援するとともに、相互の交流事業の活性化を図ります。

② 社会教育関係団体の育成・支援

- ・社会教育施設や地域で活動している社会教育団体の活動や運営を支援します。

5 主要事業

■生涯学習事業

■成人教育事業

■生涯学習推進事業

- ・学習情報提供事業
- ・指導者登録紹介事業

■家庭教育事業

■各 PTA 連絡協議会補助事業

■生涯学習センター管理事業

■生涯学習センター屋外立体 駐車場建設事業

■北上文化プラザ管理事業

■中郷文化プラザ管理事

■公民館活動事業

■公民館地域づくり補助事業

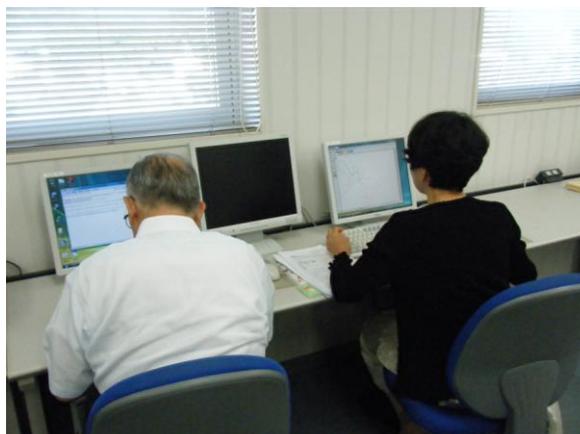
■いきいきカレッジ補助事業

6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 生涯学習活動における近隣大学などと連携した活動の実践
- 市民ボランティアへの登録や、活動場所と機会の創出
- 地域における教育指導者の人材発掘や、活動場所と機会の創出
- 地元企業人との協働による生涯学習活動の実践



幼児期の家庭教育セミナー



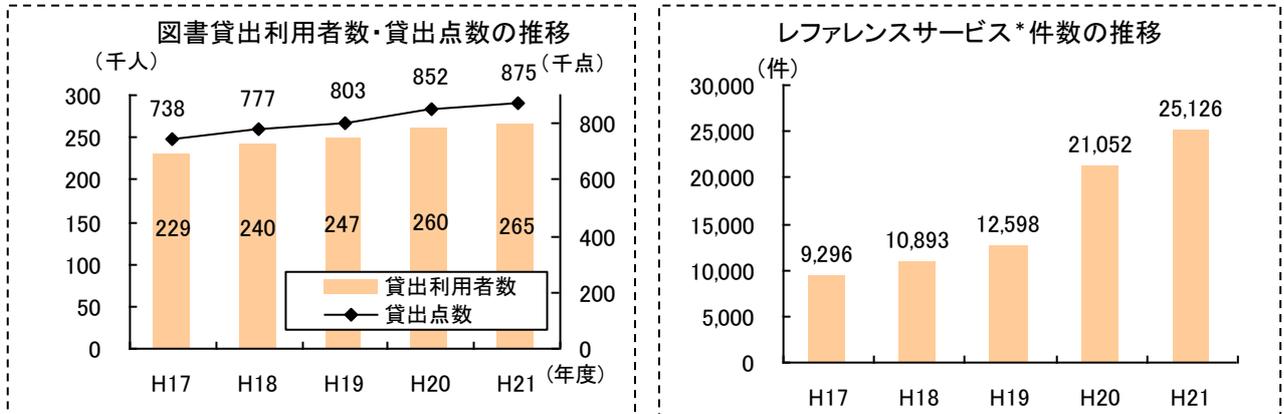
三島いきいきカレッジ（パソコン教室）

第6項 学びと文化を育むまちづくり

38 知識と情報の拠点としての図書館の充実〈図書館〉

1 現状と課題

- ・図書館は、地域の情報拠点として読書活動や生涯学習、課題解決のための資料・情報を収集・提供し市民の暮らしを支援するとともに、資料・情報を保存し、将来へ引き継いでいく役割を担っています。
- ・本市の図書館の貸出利用人数は増加傾向にあり、幼児から成人、シニアまで多くの市民が利用しています。高まる図書館への市民のニーズに応えるため、司書の専門性をさらに高めることや、資料・情報の収集・更新を推進していくことが必要です。
- ・市民誰もが図書館を気軽に利用できるように、本館・中郷分館から遠い地域に移動図書館車を巡回させるなど、図書館サービス網の充実が課題となっています。
- ・近年、図書・雑誌などの紙媒体の資料だけでなく CD や DVD などの視聴覚資料をはじめ、オンラインデータベースなどの電子資料など多様な形態の資料ニーズが高まってきており、これらの資料収集や提供、保存、対応する機器の整備が必要です。
- ・本市では、ブックスタート*や図書館講座などを通して幼少期から大人までの読書普及に努めています。誰もが本に親しむことができるよう、今後も読書普及活動の促進が必要です。



2 目的

誰もが利用できる知識と情報の拠点として、多様な資料・情報を収集・提供・保存し、市民の暮らしを支援すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
図書館における平均貸し出し冊数	7.73 冊	8.97 冊	図書館における市民1人あたりの年間貸し出し冊数
レファレンスサービス件数	25,126 件	28,500 件	図書館における利用者への年間調査回答件数

4 施策の方向

(1) 図書館機能の充実

① 図書館資料収集・提供の推進

- ・郷土の文化や歴史、行政に関する資料など、多様な資料の収集・整理・保存に取り組み、市民がいつでも利用できるよう努めます。
- ・市民が新しい情報をいち早く利用できるように、ホームページなどを通じた情報発信をします。

② レファレンスサービスの充実

- ・多様化・高度化した市民の学習ニーズや地域課題に対応するため、資料の紹介・調査方法などの相談に応じるレファレンスサービスの充実を図ります。
- ・レファレンス記録のデータベース化を順次進め、充実を図ります。

③ 他施設等と連携した活動の推進

- ・県立図書館や他の市町の図書館などと相互利用を図り、資料の有効利用と利用者サービスの向上に努めます。

④子ども読書活動推進計画の改定・推進

- ・子どもたちの読書活動の推進のために策定された「三島市子ども読書推進計画」を見直し、計画に基づき図書館事業を推進します。

⑤ 移動図書館事業の充実

- ・巡回スケジュールを見直すなど効率的な運営に努め、移動図書館事業をさらに充実します。

(2) 図書館資料の電子情報化の推進

① 電子化による地域資料の保存と活用

- ・貴重な地域資料の保存と活用を図るため、資料のマイクロ化・デジタル化を推進します。

② 電子資料の拡充

- ・電子化された情報資料の重要性が高まっているため、データベースなどの電子資料の拡充に努めます。

(3) 読書普及・図書館活用の促進

① 講座・講演会の開催と教育施設との連携

- ・市民のニーズや社会状況の変化に基づき、市民誰もが参加できる幅広い分野の講座・講演会などを通して読書普及活動の推進や読書相談を実施します。
- ・教育施設などと連携し、読書の普及と図書館活用の促進に努めます。

② ブックスタート*等の充実

- ・絵本を介して親子の絆を深め、読み聞かせの大切さについて理解してもらうため、ブックスタートやフォローのためのセカンドブック*を実施し、子どもの読書活動のさらなる推進に努めます。

③ ボランティアの養成

- ・図書館活動を充実するため、図書館ボランティアなどの養成を推進します。

5 主要事業

<p>■図書館事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館資料収集・提供事業 ・図書館レファレンス貸し出し事業 ・相互貸借事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども読書活動推進事業 ・移動図書館事業 ・読書普及活動事業 	<p>■図書館電子情報推進事業</p>
--	---	---------------------

6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 図書館ボランティアの登録と積極的な参加
- ルールやマナーを守った図書館の利用



三島市立図書館



移動図書館車（ジンタ号）

【用語の解説】

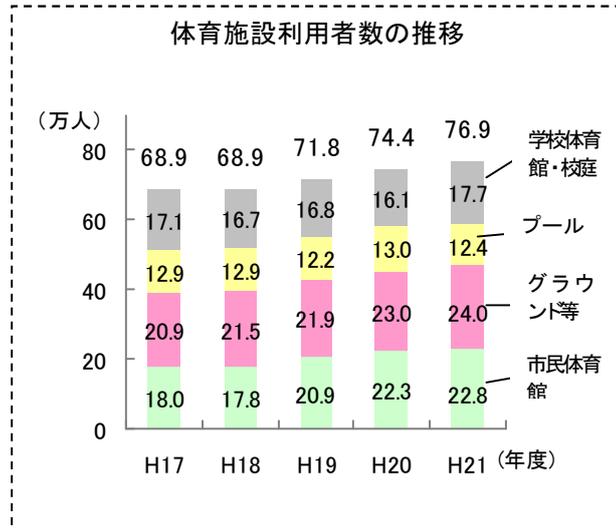
- ①レファレンスサービス ②ブックスタート ③セカンドブック

第6項 学びと文化を育むまちづくり

39 誰もが楽しめる生涯スポーツの推進 〈スポーツ・レクリエーション〉

1 現状と課題

- ・スポーツは、年齢を問わず心身ともに健康な人づくりにつながることから、生涯にわたり、スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。
- ・特に平成27年(2015年)には、高齢者の人口に占める割合が4人に1人とされており、生涯スポーツの普及が不可欠となっています。
- ・国は平成12年(2000年)に「スポーツ振興基本計画」を策定し、成人の週1回以上のスポーツ実施率50%になることを目指しています。
- ・本市でも平成18年度(2006年度)に「三島市スポーツ振興基本計画」を策定し取り組みを進めています。
- ・平成21年(2009年)2月に総合型地域スポーツクラブ*として「エンジョイスポーツ三島」が設立され、市民の日常的な活動拠点として浸透しつつあります。
- ・体育施設の指定管理者制度を、平成17年度(2005年度)から導入し、市民サービスの向上に努めるとともに、地域住民のスポーツの場として、小中学校の体育館や校庭の開放を行っています。
- ・今後も、スポーツ・レクリエーション活動の普及とスポーツ施設の充実に努め、関係団体などと連携しながら市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりに努める必要があります。



2 目的

誰もが年齢や体力、目的に応じて生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境を整えること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
体育施設の利用者数	768,419人	809,000人	市立の体育施設、市立小・中学校体育施設の年間利用者数
総合型地域スポーツクラブの会員数	253人	300人	総合型地域スポーツクラブの会員数
1週間に1回以上スポーツをしている人の割合	—	50.0%	市民の意識調査による、1週間に1回以上スポーツをしている人の割合

4 施策の方向

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の普及・振興
 - ① スポーツ振興基本計画の改定・推進

- ・市民の誰もが、生涯にわたってスポーツに親しむことのできる環境を創出するために策定した「スポーツ振興基本計画」を見直し、本市の実状にあったスポーツ振興施策を計画的に進めます。

② 市民スポーツ・レクリエーション活動の普及・振興

- ・各種健康・スポーツ教室の開催を促進するとともに、各種スポーツ団体や、総合型地域スポーツクラブを支援します。
- ・ホームページなどを通じ、市民が必要とするスポーツ情報の発信に努めます。

③ 地域スポーツ・レクリエーション活動の充実

- ・地域住民の健康増進や住民相互の親睦を図るために、各地域に合った運動会やスポーツ教室などを開催している、小学校区体育振興会の活動の充実と支援を進めます。

(2) 施設・空間の環境づくり

① スポーツ施設の整備・管理

- ・市民ニーズに即したスポーツ環境づくりのために策定した「三島市スポーツ施設整備計画」に基づき、スポーツ施設の整備を行います。
- ・スポーツ施設の指定管理者制度の適正な更新を図り、適切な管理に努めます。

② スポーツ施設等の有効利用

- ・既存のスポーツ施設の利便性の向上に努めるなどにより、更なる有効利用を図ります。
- ・多くの市民がスポーツ・レクリエーション活動を行うことができるよう、学校体育施設の開放を進めます。

③ 多目的総合施設の検討

- ・本市のスポーツ施設の拠点となる、各種スポーツ施設を配置した多目的総合施設の整備を、中長期的視点に立って検討します。

(3) 支援・協働の体制づくり

① 団体・指導者の育成・支援

- ・生涯にわたるスポーツ活動の推進のため、各種スポーツ団体や指導者の育成・支援を進めます。

② 協働体制の確立

- ・市内各種スポーツ団体の連携を図り、連絡調整体制の充実に努めます。また、イベントを協働で開催するなどにより協働の取組みをさらに進めていきます。

5 主要事業

<ul style="list-style-type: none"> ■スポーツ振興基本計画推進事業 ■スポーツ振興奨励等補助事業 ■各種スポーツ団体支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人三島市体育協会補助事業 ・小学校区体育振興会補助事業 ・スポーツ少年団補助事業 ■学校体育施設開放事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■総合型地域スポーツクラブ推進事業 ■体育施設整備事業 ■市民体育館耐震補強事業 ■体育施設管理事業 ■市営長伏グラウンド整備事業 ■市営長伏プール整備事業 ■市営長伏プール管理棟耐震整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■各種スポーツ大会支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・市民運動会校区大会補助事業 ・三島成人式記念駅伝大会補助事業 ・伊豆マラソン大会補助事業 ・小学校区別女性バレーボール大会補助事業 ■静岡県市町対抗駅伝大会参加事業
---	--	--

6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 総合型地域スポーツクラブへの参加・協力
- 学校体育施設の有効利用
- トリム^{*}教室などの各種スポーツ教室の企画と参加

〔用語解説〕

①総合型地域スポーツクラブ ②トリム

第6項 学びと文化を育むまちづくり

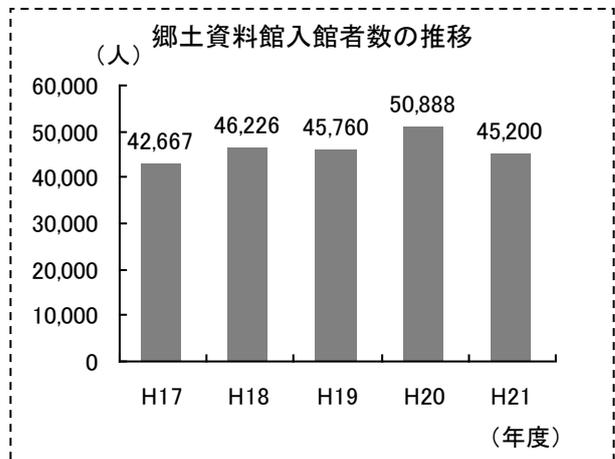
40 郷土資源の継承と文化財の保全 〈郷土資源・文化財〉

1 現状と課題

- ・ 県の文化に関する意識調査によると、古墳、古い神社仏閣など文化財に関心のある人の割合や、伝統的民俗芸能や地域の祭りに関心のある人の割合が低下してきています。
- ・ 市民の郷土への愛着心を高め、地域文化への誇りを醸成するために、文化財や郷土芸能などの郷土資源を次の世代に継承し、その保護・保存・活用に努めることが必要です。
- ・ 本市では、毎年三嶋大社の例大祭で盛大に「子どもシャギリ」が行われており、さらに三島囃子、山車などの郷土芸能の伝承保存にも力を入れてきました。しかし、少子化や子どものライフスタイルの変化などにより、担い手を将来にわたり確保していくことが課題になっています。これらの伝統文化の後継者の育成に努め、新たな文化の創造に結びつけていくことが大切です。
- ・ 文化財の調査研究を進めるとともに、郷土の貴重な遺産である向山古墳群や山中城跡などの史跡の計画的な整備を進め、有効活用を図っていく必要があります。
- ・ 郷土資料館の改築などを行い、文化財などの保存や、収蔵品の展示の充実を図ることによって、誰もが文化財や郷土の歴史に親しむことのできる環境づくりが望まれています。

	数	備考
国指定	26	国宝工芸 梅蒔絵手箱 国宝工芸 薙刀銘備前国長船住人長光造 重文絵画 絹本着色日蓮上人像 史跡 山中城跡 ほか
県指定	10	無形民俗 三島囃子 史跡 向山古墳群 絵画 楽寿館・楽寿の間絵画 ほか
市指定	43	考古資料 箱根田遺跡出土祭祀関係遺物 歴史資料 花島家資料 絵画 芹沢晋吾画「農夫」 ほか
計	79	

平成22年9月現在



2 目的

市民が郷土の伝統や歴史に対する理解を深め、郷土への愛着心を高めるとともに、伝統芸能や文化財を後世に継承すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
指定文化財の件数	79件	85件	国・県・市指定文化財の件数
郷土資料館入館者数	45,200人	100,000人	郷土資料館の年間入館者数

4 施策の方向

- (1) 郷土資源の保護・継承
 - ① 郷土資源の保護・保存
 - ・ 郷土に伝わる民俗芸能の指定を行うほか、市民の保存活動の支援を行うなど、郷土資源の保護・保存に努めます。
 - ② 郷土資源の継承
 - ・ 三島囃子*などの郷土芸能や伝統行事を次の世代に引き継ぐため、後継者の育成を支援します。
- (2) 文化財の保護・保存
 - ① 文化財の調査と発掘

・文化財の調査と市内遺跡の発掘を進め、成果を記録・保存することにより、郷土の歴史の解明に努めます。

② 文化財の保存

・地域の歴史的な遺産を文化財に指定・登録するとともに、適正に保存・管理し、次の世代に引き継ぎます。

(3) 文化財の環境整備と活用

① 文化財の環境整備

・県の文化財に指定されている向山古墳群を史跡公園として整備するほか、国の文化財に指定されている山中城跡の再整備を行うなど、史跡の環境整備を進めます。

② 文化財の活用

・郷土資料館の展示機能の充実を図り、文化財の活用と周知に努めるとともに、文化財や民間の所有する歴史資料などを活用した教育活動や地域活動を支援します。

③ 郷土資料館の整備

・郷土資料館を改築し、市の総合博物館としての機能を整備することで、郷土の歴史資料の展示、教育普及を推進します。

5 主要事業

<ul style="list-style-type: none"> ■文化財管理事業 ■文化財指定・登録事業 ■三島囃子保存会補助事業 ■市内遺跡整理調査事業 ■市内遺跡確認調査事業 ■笹原山中バイパス発掘・整理・調査事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■国指定重要文化財等補助事業 ■箱根旧街道・推定平安鎌倉古道管理事業 ■楽寿園園庭及び文化財保全整備事業 ■市誌編纂事業 ■向山古墳群史跡公園整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■史跡山中城跡再整備事業 ■郷土資料館企画展示事業 ■文化財等地域活用補助事業 ■文化財啓発事業 ■郷土資料館改築事業
--	---	---

6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 郷土芸能への参加
- 郷土の歴史の学習
- 郷土資料館ボランティアへの参加
- 個人や民間の所有している郷土資料の公開



発掘調査

〔用語解説〕

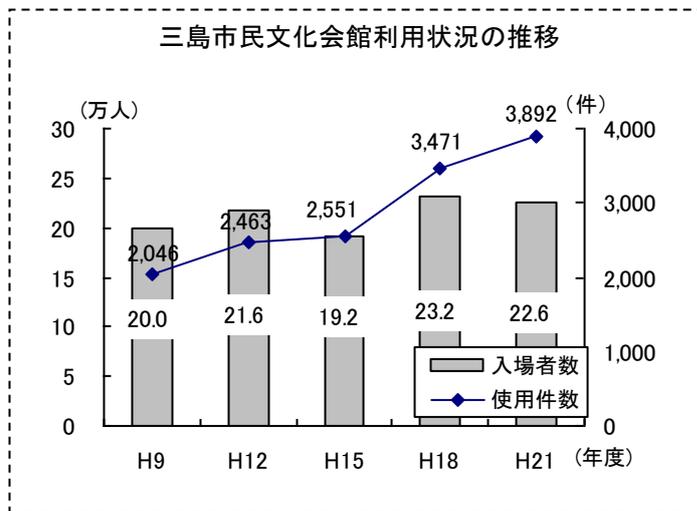
①三島囃子

第6項 学びと文化を育むまちづくり

41 多様な文化・芸術活動の推進 〈文化・芸術〉

1 現状と課題

- ・生活水準の高度化や社会の成熟化により、質の高い芸術や文化に関心を抱き、親しむ機会を求めている人々が増えています。
- ・本市では、三島市民文化会館や生涯学習センターなどを拠点として盛んな文化・芸術活動が展開されています。
- ・市民文化会館では、指定管理者制度を導入し、サービスの向上に努めており、利用件数は増加傾向にあります。しかし、平成3年(1991年)の開館から約20年が経過しているため、施設の改修や設備の更新を計画的に実施していく必要があります。
- ・今後も、市民団体などと協力して、より多くの市民が文化・芸術活動に触れる機会を提供するとともに、団体などの活動を活発にしていくための環境を整えていくことが必要です。



2 目的

市民の豊かな感性と創造性を育むとともに、文化・芸術活動が醸成される環境を整えること。

3 目標（指標）

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
市主催・共催の文化事業への入場者数	108,846人	115,000人	市の共催事業や主催企画展、市民文化会館自主文化事業への年間の入場者数

4 施策の方向

(1) 文化・芸術活動の振興

① 文化・芸術活動の推進

- ・市民が、文化への関心を高めるため、民間の文化施設への支援を行うとともに、市民団体などとの共催による事業の開催を通じて文化・芸術活動を推進します。

② 文化・芸術団体への支援

- ・文化・芸術分野で活動する団体が、主体的に活発な活動を展開できるよう支援を行います。

(2) 文化・芸術活動の環境整備

① 市民文化会館の運営と改修

- ・市民文化会館は指定管理者の持つ民間のノウハウを活用してサービスの向上に努めるとともに、国内外の優れた文化・芸術活動を鑑賞できる機会を市民に提供します。

- ・市民が安全で快適な利用ができるよう、市民文化会館の施設の改修や照明、舞台装置などの大規模設備の更新を計画的に進めます。

② 発表の機会と活動の場の充実

- ・文化・芸術団体との協働により、市民が文化・芸術活動に参加する機会を提供するとともに、生涯学習センターや公民館、市民文化会館などの施設の利用を促進し、団体などの活動の場を充実します。

5 主要事業

<ul style="list-style-type: none"> ■文化振興事業 ■文芸三島発行事業 ■佐野美術館特別展共催事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■三島市文化芸術協会補助事業 ■市民文化会館運営管理事業 ■指定管理者自主文化事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■市民文化会館施設整備事業
---	---	---

6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 文化・芸術活動への積極的な参加
- ルールやマナーを守った文化施設の利用
- ボランティアとしての文化・芸術事業への参画
- 文化・芸術活動における後継者の育成



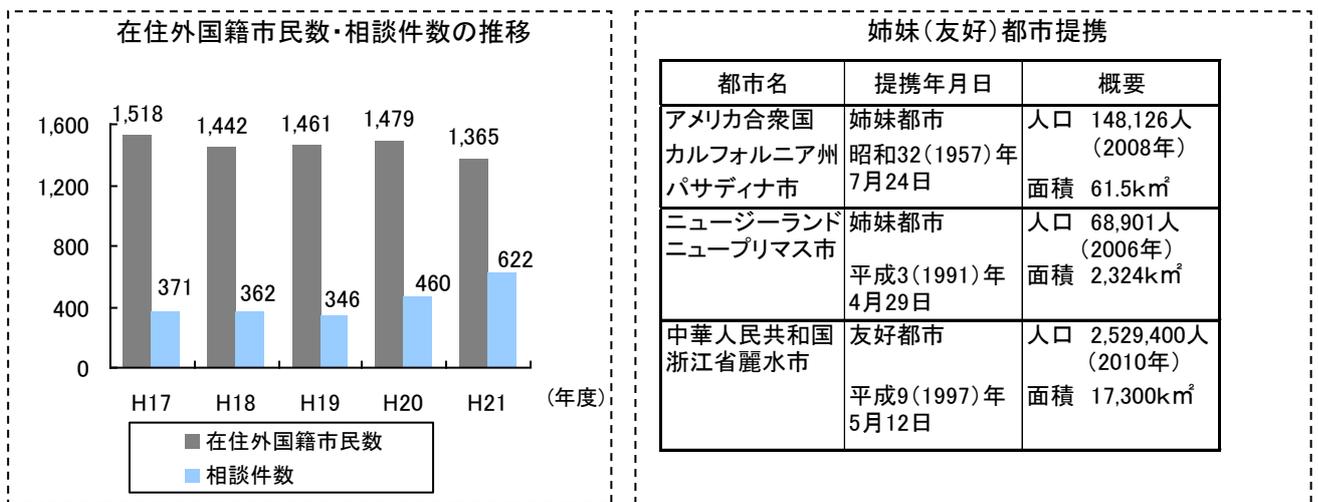
市民合唱祭

第6項 学びと文化を育むまちづくり

42 多文化共生と国際交流活動の推進 〈多文化共生・国際交流〉

1 現状と課題

- ・グローバル化の進展により、日常生活における世界との関係が年々深まっているなか、「地球規模で考え、地域社会で行動する」ことが重要となっています。
- ・平成20年(2008年)秋の経済危機による経済や雇用の厳しい状況を反映して、在住外国籍市民の相談件数が増加しています。相談内容は多岐にわたり、相談時間も長くなっています。
- ・在住外国籍市民と日本人住民との間における生活習慣の違いによる生活トラブルなどが生じています。相互の文化を理解し合い、両者にとって暮らしやすい「多文化共生社会」の実現がこれまで以上に必要となっています。
- ・本市は、パサディナ市をはじめとする3市と姉妹(友好)都市提携を行い、活発な交流を続けています。異なる文化や価値観などを尊重し、国際化社会で活躍できる人材を育成するために、青少年ホームステイ、教師交換などの交流を推進し、市民の国際理解をさらに深めることが必要です。



2 目的

国籍を問わず、すべての人が異文化を相互に認め合い、共生できる地域社会を実現するとともに、市民の国際理解を推進すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
姉妹都市交流や国際交流活動への参加者数	1,567人	2,000人	各種国際交流事業に参加した年間の参加人数

4 施策の方向

(1) 多文化共生社会の推進

① 日常生活の相談支援体制の充実

- ・在住外国籍市民のための日常生活における相談窓口を充実し、安心して生活ができる環境づくりを進めます。

② 外国語情報の提供

- ・外国語の案内表示、ユニバーサルデザインの導入、ガイドブック、行政情報の翻訳などにより情報提供を進め、在住外国籍市民がより暮らしやすい環境づくりを進めます。

③ 地域内交流の推進

- ・在住外国籍市民の地域活動への参加を促進し、異文化に対する相互理解を図り、外国籍市民と地域住民との交流を進めます。

(2) 国際理解の推進

① 姉妹・友好都市交流の推進

- ・ 姉妹（友好）都市との公式訪問や市民レベルでの相互派遣を積極的に進めるとともに、市民の自主的な交流活動を支援します。

② 人材の育成と活用

- ・ 国際社会で活躍できる人材を育成するために、姉妹（友好）都市との青少年のホームステイや教師交換を実施するとともに、市民レベルでの交流活動を円滑に推進するためのボランティアの育成を支援します。

(3) 市民団体との協働

① 国際交流協会*への支援

- ・ 市民レベルでの国際交流事業を担う国際交流協会への支援を進めます。
- ・ 国際交流フェアなどのイベントを国際交流協会と協働で実施します。

② 地元の大学、関係団体等との連携

- ・ 専門知識を持つ団体と連携して、在住外国籍市民のための日本語講座や留学生と市民との交流を図る事業などを実施します。

5 主要事業

■ 外国籍市民相談事業 ■ 外国語情報提供事業 ■ 在住外国籍市民支援事業	■ 姉妹都市公式訪問団派遣・受入事業 ■ 姉妹都市交流事業 ■ 姉妹都市教師交換事業	■ 国際交流協会支援事業 ■ 国際交流イベント等協働開催事業
---	--	-----------------------------------

6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 国際交流事業への積極的な参加
- 在住外国籍市民との交流の実践と異文化への相互理解
- 国際交流活動へのボランティア参加・協力



ローズパレード（パサディナ市）



タラナキ山（ニュープリマス市）



鼎湖峰（麗水市）

〔用語解説〕

- ① 三島市国際交流協会

第6項 学びと文化を育むまちづくり

43 平和都市活動の推進 〈平和活動〉

1 現状と課題

- ・昭和34年(1959年)に市議会で「三島市平和都市(核非武装)宣言」を決議し、平和の尊さと悲惨な戦争が再び起こらないことを心から願い、これまで平和都市の実現のための運動を長年にわたり行ってきました。
- ・戦後60有余年が経過し、戦争経験者が減少し、戦争を知らない世代が増加しているため、戦争の悲惨さと平和の尊さに対する市民の認識が薄れてきています。
- ・本市では、平和都市の実現のための運動として、サイレン吹鳴での黙とうの呼びかけ、街頭啓発活動のほか、広島市平和祈念式への中学生の派遣、市民映画会の開催などを実施してきました。
- ・平成21年(2009年)には、「三島市平和都市(核非武装)宣言」から50年目を迎えたことから、消防庁舎横の国道1号沿いに「三島市平和都市(核非武装)宣言塔」を設置し、啓発に努めてきました。
- ・誰もが平和への思いを深め、日本と世界の恒久的な平和を実現するため、今後も継続して市民と行政との協働による平和都市活動の推進が必要となっています。

三島市平和都市(核非武装)宣言決議

平和と民主主義は太平洋戦争の敗戦による冷厳な犠牲の中から得ることのできた歴史的なものであります。

日本の永遠の平和と世界平和への寄与のために、一切の戦力を放棄し、永久に戦争に加わらないという日本国憲法をわれわれは持つことができたのです。

しかるに世界の情勢はややもすると軍事施設の強大に狂奔し、軍事的対立を深め、原水爆の出現とロケット兵器の発達は1秒間戦争の時代とまでいわれる、全く恐るべき全人類の破局を想わせるものがあります。

われわれは日本国憲法の明示する精神を体し誇りと自信を持って核武装主軸とする戦争への一切の道を拒否し、6万三島市民と共に、平和への道を実践に進むために、われわれの美しい郷土、三島市は核非武装平和都市であることを内外に宣言決議する。

昭和34年12月21日

2 目的

誰もが平和を祈念する思いを深め、日本と世界の恒久的な平和の実現を求めていくこと。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
「平和の重要性を再認識した人」の割合	90.0%	100.0%	平和をテーマとした市主催映画会やパネル展などの参加者を対象としたアンケート調査で「平和の重要性を再認識した人」の割合

4 施策の方向

(1) 平和都市活動の推進

① 平和都市活動の推進

- ・平和の尊さや戦争の悲惨さを伝えていくため、毎年8月を平和都市推進月間と位置付け、街頭啓発活動、パネル展の開催、広島市平和祈念式への中学生の派遣などを行うことにより、市民の平和への思いの再認識を図ります。

② 平和活動団体への協力

- ・ 平和活動を推進している団体への協力を通して、恒久的な平和への意識の普及を促進します。

5 主要事業

<p>■ 平和都市推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市平和祈念式中学生派遣事業 ・ 街頭啓発・原爆パネル展示事業 	<p>■ 原水爆禁止団体支援事業</p>	
---	----------------------	--

6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 中学生の広島市平和祈念式への参加
- 街頭啓発活動への参加
- サイレン吹鳴に合わせた黙とうの実施
- 戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝え広める活動への参加



広島市平和祈念式中学生派遣事業



三島市平和都市(核非武装)宣言塔

